

令和8年度会計年度任用職員（葛飾区児童相談所勤務）募集要項

1. 募集職名、職務内容等

職名	採用人数 (予定)	主な職務内容
夜間指導員	若干名	◎児童相談所における夜勤業務。一時保護所で保護している子どもに対する生活支援等の補助及び通常日課に付随する補助的な業務。

2. 受験資格

地方公務員法等において選考を受験できないとされる者に該当せず（詳細は最終ページ参照）、かつ次の①又は②のいずれかの要件を満たす者とする。

①児童福祉に理解と関心があり、次のアからカのいずれかに該当する者

- ア 児童指導員の任用資格を有する者
- イ 保育士の資格を有する者
- ウ 社会福祉主事の任用資格を有する者
- エ 社会福祉士の資格を有する者
- オ 学校教育法に基づく大学において心理学、教育学、社会学若しくは社会福祉学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- カ その他アからオに該当する者と同等以上の能力を有すると認められる者

②児童福祉に理解と関心があり、上記アからエに該当するいずれかの資格取得を目的とする学校教育法に定める専修学校及び各種学校又は上記オの大学に所属している学生、その他上記アからオに該当する者と同等以上の能力を有すると認められる学生

3. 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※再度任用制度あり

4. 主な勤務場所

葛飾区児童相談所

※敷地内は禁煙

5. 勤務条件等

（1）報酬額等

日額 23,287円（令和7年度実績）

※別途、夜勤手当・特殊勤務手当を支給

※通勤手当は、月額55,000円を限度とし、最も合理的・経済的な経路での実費分を支給

※基準を満たした場合は、期末・勤勉手当支給あり

（2）勤務時間、休暇等

①勤務日

月 6 日以内のシフト勤務（応相談）

※祝日、年末年始の休日（12月29日から翌年1月3日までの日）を含む

②勤務時間

午後5時15分から翌午前8時45分まで（うち勤務時間は14時間）

※休憩時間は1時間30分

③その他

各種休暇は付与日数や取得に要件あり

6. 選考方法

第一次選考：書類選考

第二次選考：個別面接

7. 応募期間

令和7年12月22日（月）から令和8年1月26日（月）

8. 第一次選考合格発表

令和8年1月下旬（予定）

9. 第二次選考試験日

令和8年2月9日（月）（予定）

10. 第二次選考合格発表

令和8年2月中旬（予定）

11. 申込方法

下記（1）又は（2）、いずれかの方法でお申込みください。

（1）Logo フォームによる申込

以下のURLにアクセスし、所定のフォームに必要事項を入力してください。なお、画像をアップロードする際は、JPEG形式（拡張子「.jpg」「.jpeg」）、またはPNG形式（拡張子「.png」）のファイルを指定してください。

【フォームのURL】

<https://logoform.jp/form/Ehiz/1348253>

（2）郵送による申込

次の申込書類①～③及び返信用封筒（110円切手貼付・返信先の宛名を記入）を、簡易書留等により郵送でご提出ください。

＜申込書類＞ ※申込書類については返却いたしません。あらかじめご了承願います。

- ① 採用選考申込書（本募集要項と共にHPからダウンロードしてください。）
- ② 課題式作文（様式自由・400字程度・A4横書き1枚）
「一時保護所で見られる子どもの問題行動に対してどのように対応すべきか、発達や家庭環境の視点を踏まえ、具体的な方法を述べてください。」
- ③ 受験資格を証する書類の写し

【応募先】

124-0012 東京都葛飾区立石2-30-1

葛飾区児童相談所 あて

※封筒の表面には「会計年度任用職員応募（夜間指導員）」と朱書きし、裏面にご自分の住所、氏名を明記してください。

※簡易書留等の確実な方法で郵送してください。

12. 問合わせ先（選考内容・結果についての問合わせには応じられません。）

葛飾区児童相談所（保護第一係）：03-5698-0303

13. その他

令和8年度の任用は、令和8年度予算が区議会で可決されることが条件となります。

任用から一定期間は、条件付採用期間（試用期間）となります。この期間中に職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。

【参考】

地方公務員法第16条（欠格条項）

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は受験できません。